

(1)勉強会『邪馬壹国の論理—古代に真実を求めて—』 参考資料 ②

第二回目は、第Ⅱ編第一章と第二章について履修していきたい。各章では要点を抽出して提示しているが、不明な点などがある場合は、面倒でも原文で確認して欲しい。

【目次】Ⅰ.(1)戦後古代史学への疑問、(2)邪馬台国論争は終わった **Ⅱ.(1)邪馬壹国への道、(2)直接証拠と間接証拠**、(3)邪馬壹国の諸問題、(4)魏晋(西晋)朝短里の史料批判 **Ⅲ.(1)『翰苑』と東アジア**、(2)銅鐸人の発見、(3)金印の「倭人」と銅鐸の「東鯨人」、(4)七支刀と年号の論理、(5)九州 王朝の古跡 **Ⅳ.(1)「海賦」と壁画古墳**、(2)倭人の南米大陸への航行について、(3)エバンス夫妻との往復書簡 **Ⅴ.(1)神津恭介氏への挑戦状**、(2)推理小説のモラル、(3)続、推理小説のモラル

Ⅱ.1 邪馬壹国への道 ——榎一雄氏への再批判 43—86頁

榎一雄(えのき かずお) (1913-1989) 東洋文庫理事長(9代目)。東洋史学者。神戸市出身。1955年東京大学教授。白鳥庫吉のもとに学び中央アジア史を中心に研究、中国関係・日本関係の著書も多い。

はじめに—崩壊する歴史の虚像：①日本人はこれまで、『古事記』『日本書紀』を古代史理解の支柱においてきた。②これらの二書は古代天皇家「自慢の歴史書」だから、それが客観的な歴史事実であるかどうか、あらためて検証してみねばならぬ。それが歴史学だ。③わたしにとって、歴史の裂目は『三国志』の「魏志倭人伝」である。④読売新聞※1975年か? 5月29日から6月16日まで、15回にわたって掲載された榎一雄氏の稿“『邪馬台国はなかった』か”を読み終わったとき、深い喜びを禁ずることができなかった。⑤理由は二つ：⑦榎氏は敢然と長文をもって応戦の労をとられた。⑧氏の指摘された箇所を再検査すると、その一つ一つが私の批判の正当さを逆に再立証する喜びを随所に経験することになった。⑥榎氏の論点一つ一つを拾いあげ、論争の虚偽と真実の所在を読者の眼前に明白にした。

一 誤読の幻影：(1)「(曹)壹」脱けていない!：榎氏は、わたしの「壹」の調査は粗雑であるといわれ、その「証拠」として出されたのが「(曹)壹」二個だ。②しかしこれは榎氏その人の粗漏を立証している。③文面との密着性、人物の特定性の二点から「悼公壹」と表記し、「曹壹」としなかった理由：⑦「曹壹」という形の文面が出現していない。⑧魏志には曹氏が多いから同姓同名を恐れた。④すなわち、事は榎氏の一片の錯覚にすぎなかったのである。(2)二つの「臺」の古形は「臺」：①殷辛之瑶臺・夫興土功高臺の「臺」は「臺」の誤植。②百衲本(紹熙本)の文面は「臺」である。③この箇所が誤植であることは、私の論文の行文自体から証明される。④榎氏はわたしの粗雑さを揚言しようとしていたずらに「誤植の非」を鳴らしておられるのである。(3)「絶対」「正確無比」という幻影：①榎氏が15回を通じ、絶えず吹聴された虚構のイメージは、古田は、陳寿は「絶対」正しく、紹熙本は「正確無比」だと主張しているという前提命題だ。②陳寿自身であれ紹熙本であれ、必要十分な論証を示せば、これを「あやまり」とし「改定」を加えること、何のさしつかえもない。③あくまで具体的に「壹」があやまっており「臺」が正しいという論証が必要だが、従来の「邪馬台国」論者には存在しなかった。今の榎氏もわたしへの論難の声のみ高く、その実証がない。(4)「原文」について：①榎氏はわたしが「原文改定」といった表現を用いているのをとらえ、『三国志の原文』があるのなら、なにも問題はない」と難じておられる。②わたしの用語をねじまげて用いられた好例である。(5)「旧蔵」について：①ひとの用語を自分流にねじまげて論難された他の一例。(略)②榎氏は現代の図書館用語たる「現蔵」「旧蔵」の語義によって、「張元済の誤りと難ぜられた。中国識者の失笑を買うのでは。(6)『校史随筆』の誤読について：①榎氏が誤読されたのは単語だけではない。②張氏苦心の首尾展開を顧みず、「断章取義」(作者の本位たる、詩文全体の意味をかえりみず、自分勝手に一部の章句を抜き出して証拠とすること)の曲解に走られた。いわゆる「象の鼻」をなでて全体と即断されてしまったのである。(7)「三国志跋文」の誤読について：①『校史随筆』は、百衲本二十四史末尾の各跋文と一対をなすもの。両者の趣旨に矛盾があるはずはない。②「原形」・「紹熙本」の名称・「南北宋本」の削除、各問題に関する榎氏への古田先生の批判。③魏志二十七巻の両本共存部分について、捨てた紹熙本より取った紹熙本の方を「較勝の本」と見なしたこと、もはや一点の疑いもない。(8)裴松之註の問題：①榎氏は、わたしのあげた「三国志に出現する壹と臺の統計」の中には裴松之註部分を含んでいない、と再三論難しておられる。②この点こそ、榎氏とわたしの観点の本質的な相違を示すもの。②以上で判明したように、榎氏は自分で仮構した観念を私に押しつけ、古田の調査は不十分だと呼号された。③しかしそれは、自らの方法上の自己限定の欠如、方法論上の甘さを露呈されたにすぎない。

二 中国版刻の手法について：(1)書陵部本と百衲本：今回の論争の中で「最もわが意を得た」というべき箇所は、宮内庁書陵部本と百衲本との「内実の異同」問題。①「筆入れ」問題：書き込み修正。②「カット」問題：被写原本の一部を消し去る。③「牒」と「破紙」等の問題：かくあるべし、と推定した「原姿」を復元。④「紹熙本以前」への遡源問題：復元に留まらず、更にその原形(とみなされたもの)への遡源努力。⑤中国版刻史問題：中国版刻史を貫く方法は、版刻原本のあらゆる微証を一点の改変なく保存。(2)紹熙本の優秀性：以上のような問題点にもかかわらず、紹熙本(百衲本)はその優れた史料性格を随所に示している。榎氏が紹熙本を非とされた論点を再検査しよう。①「棺・槨問題について：夫余伝「榔有れども棺なし」だが、榎氏は静嘉堂文庫本「棺有れども榔なし」に依拠。②「欲不行」問題について：魏志三十・高句麗伝「欲不行」だが、榎氏は静嘉堂文庫本「不欲行」に依拠。③榎氏は後代の「浅慮の改定」にまどわされたようだ。(3)「会稽東県」は正しい/「会稽東冶」の問題/「景初二年」問題/「対海国」問題：1)①榎氏は『三国志』の「会稽東県」は間違いで『後漢書』の「会稽東冶県」が正しいとする。②陳寿の、事実に基づいた慎重な行文を、范曄は机上で安易に変改造文している。それを再度榎氏が机上で安易に支持された。 ※2)～4)は省略。

三 虚像と実態：(1)「臺」の使用法：古田『三国志』においては「邪馬臺国」は絶対にありえない。に対する榎氏の反論を吟味。①「臺が天子のシンボル」：江戸の大儒中村蘭林『学山録』の一節を引き、これは中国の宋代より日本江戸期まで周知の説。それを榎氏はわたしが勝手に唱えたかのように言いまげておられる。②人名における「臺」：榎氏「臺が神聖な文字なら人名に使われるはずがない」。これは天子の諱^{いみな}の類の取り違え。③「宮」字使用について：榎氏「「宮室」の意にあたる「宮」字が高句麗の王名にあるから、「臺」字使用も何ら差支えない」。これこそ、問題の本質を見失っている好例——『三国志』でも夷蛮の国々で「宮」を使用。(2)後漢書の「邪馬臺国」はまちがっていない：榎氏による最大の論難「『古田は後漢書の邪馬臺国は間違いだ』といている」。この前提の上に突っ立たれた榎氏は、まさに幻影の虚像に矛を向けられたにすぎない。榎氏の15回の論稿全ての表題は『邪馬台国はなかった』とされ、「邪馬台国」としていない。氏は無造作に重大な「原文改定」を行われたようだ。(3)その他の問題：残された榎氏の論難点 ※全部で12項目を簡略に吟味しよう。(省略)(4)誤記・誤植の問題：榎氏が注意された3点はいずれも単純な誤記・誤植類。氏はそれを嘲弄の具に使おうとされた。(5)「史料」に依拠する立場：最後に根本の問題を明らかにしよう。榎氏はわたしに「定説」を否定する絶対的な根拠を、いわば「強制」される。だが、私の立場は逆だ。後代の研究者が史料の字面を「手直し」しようとするなら、「原文面(現存史料)」が誤り」という必要にして十分な論証が必ず要請される。これが普通の人間の常識。わたしは信じる。論争に必要なものは、ただ実証性の有無だけだ、と。

II.2 直接証拠と間接証拠 ―好太王碑文《酒匂本》の来歴 ―後藤孝典氏に答える― 87～109頁

後藤孝典(ごとう たかのり、1938年-)は、日本の弁護士および税理士。東京弁護士会・東京税理士会所属。水俣病被害者救済運動に関わり、一株運動を提案発起、チッソ株主総会議決取消訴訟、熊本県知事による水俣病認定否定の行政処分¹の取消を求める行政不服審査請求をはじめとする数々の民事・行政事件で勝訴を勝ち取ってきた。著書に『現代損害賠償論』(日本評論社)など。※ウィキペディアより

後藤孝典さん：論文「広開王陵碑文―李進熙説にたいするさまざまな反応について」の中で、「学問の方法」の問題で論争を挑んでくださったことに厚くお礼を申し上げねばならない。①端的に言って、**学問の生命は方法にある**と思っている。②「直接証拠と間接証拠」について反論を挑まれた。

一(《直接証拠》について)：①あなたは「⑤酒匂大尉を犯人にするには直接証拠が必要で、李氏の(それ)は状況証拠だけにすぎない」と述べられた。②わたしの論証の具体的内容を問題とせず、直接証拠と間接証拠だけを論じるその意図が**議論を慎重にするため**だったことを疑わない。③《事実》に対して明確な論理関係をもつ証拠を《直接証拠》と呼び、それをもたず、そのもたないところを《論者の推定》で埋めることによって、《事実》とつながる、と考えられるような証拠を《状況証拠に類するもの》と呼んだ。(だから)④『碑文之由来記』が酒匂本の来歴の真相についての《直接証拠》。※直後にその根拠を説明。

二(《状況証拠に類するもの》)：①李氏の方法の**独創性**は、出土品等に対する《編年の手法》を、好太王碑の双鉤本・拓本・写真の類に対して「転用」実行したという創意にある。②けれども、この手法上の**特異な応用**の中には**意外な弱点が隠されている**。③李氏は直接的な文字資料の追跡と検証を行わないまま、**状況推定**の上に立って「酒匂犯行」を断定された。―これが《状況証拠に類するもの》と呼んだものの一つ。

三：①『碑文之由来記』の示す酒匂は双鉤(拓本などの毛筆で書いた文字を写すとき、文字のへりだけを細い線で写すこと)しなかったという事実をさらに裏づける《直接証拠》(として『酒匂本』自身)がある。②『酒匂本』は、本来の130数個の紙片を**四面の現碑どおりに貼りあわせた形**だが、その現形は実際の好太王碑とは大きく食い違っている。③これは重大かつうかつな誤貼である。④これは、「酒匂ら参謀本部の改削犯行」説を明確に否定している。

四：①李氏の「編年」自体の基礎にも根本的な誤認がある。②それを示すのが中国・朝鮮側史料(酒匂改削後に実見したのに改削に気づいていない)。③これらの史料事実もまた、『碑文之由来記』が語る「来歴の真相」を支持し、「改削」説を否認する。

五：①事件の真相と見なす「酒匂の脅迫入手」という事実には、『碑文之由来記』という《直接証拠》がある。②対する李氏の「改削」説には一切、《直接証拠》はなく、《状況証拠に類するもの》による**推論に依拠しているにすぎぬ**。③そのうえ、編年の根底に致命的な文字資料の無視が横たわっており、肝心の酒匂本自体の示す史料事実にも矛盾するので、「改削」説は到底成立できない。④従って、**編年問題をさしおいて他の問題を論ずるのは駄目だ**といった非難がわたしに向けられるのは**不当で道理にかなっていない**。

六(方法論の立て方について吟味) 七(松川事件) 八(田中耕太郎の言葉) 九(「法律学の専門知識」)：①わたしの認識の論理的原点は**第一史料**『碑文之由来記』であり、**李氏の意見**ではない。②対して、提出した第一史料を「単なる間接事実」「状況証拠の一つ」と言われる。

十(後藤氏の文章の問題) 十一(石灰造字) 十二(「用語」問題)：(12)①あなたはしばしば「改竄という用語をつかっておられる。②**用語使用の不精密さ**が重大な「論理のズレ」を生む例がここに現れている。③「改竄」とは字句などを改めなおすこと。多く不当に改める場合に用いるようになった。④李氏のような政治的意義の「作為ある造字」にはふさわしいが、**拓工による補字**という「無作為の造字」には適切でない。

十三(寛恕を)：失礼な言辞が多かったと思いますが、真実の探求の場では、率直さこそ最高のルールである、と信ずる一介の野人ですから、どうかご寛恕くださいますよう。

(2)読書会〔清寧・顯宗・仁賢天皇紀〕 ※日本書紀卷第15 参考資料③

岩波文庫本『日本書紀』(3): 92～143頁に掲載

〔清寧・顯宗・仁賢天皇紀〕履修の第3回目は、**顯宗紀**(102～132頁)の2回目(最終)として、**元年・二年・三年条**の原文・注記(補注を含む)と現代語訳を確認していきたい。

3. 「顯宗天皇紀」元年条の原文・注釈と現代語訳 宇治谷 孟^{つとむ}『日本書紀(上)全現代語訳』、等より。

(1)原文: 春正月己巳朔、**大臣・大連等**奏言、皇太子億計、聖德明茂、奉讓天下。陛下正統。当奉鴻緒、為郊廟主、承統祖無窮之烈、上当天心、下厭民望。而不肯踐祚。遂令金銀蕃国群僚、遠近莫不失望。天命有属。皇太子推讓。聖德弥盛、福祚孔章。在孺而勤、謙恭慈順。宜奉兄命、承統大業。制曰、可。乃召公卿百僚於近飛鳥八鈞宮、即天皇位。百官陪位者、皆忻々焉或本云、弘計天皇之宮、有二所焉。**一宮於少郊、二宮於池野**。又或本云、宮於甕栗。是月、立皇后難波小野王。赦天下難波小野王、雄朝津間稚子宿禰天皇曾孫、磐城王孫、丘稚子王之女也。

注19「大臣・大連等…」:この所の文章、後漢書(順帝紀・安帝紀)をつなぎ合わせて成っている。(岩波注)

補注15-五「**顯宗・仁賢の四宮**」:或本云、弘計天皇之宮、有二所焉。**一宮於少郊**(a)、**二宮於池野**(b)」。仁賢元年条の或本には、「億計天皇之宮、有二所焉。一宮於川村、二宮於縮見高野。其殿柱至今未朽」とある。また播磨風土記では二王の話あげた後に「自此以後、更還下、造宮於此土(播磨)而坐之、故有高野宮・少野宮・川村宮・池野宮」として四つの宮をあげる。

(1)現代語訳: ①正月1日、大臣・大連等が(弘計皇子に)「皇太子(億計)は、聖明の徳が盛んで天下をお譲りになられた。陛下は正統なので、日嗣の位を受けて天下の主となって皇祖の無窮の業を受け継いで、上は天の心に副い下は人民の心を満足させて下さい。踐祚をご承知戴かないと、金銀を産する隣の諸国の群僚など、遠近すべての者が失望します。皇太子の推し譲られることによって、聖徳はいよいよ盛んとなり、幸いは明らかです。幼少時に謙虚で慎みがあり、慈悲深く素直であられる。兄のご命令をお受けになって、大業を受け継いで下さい」と奏上した。②(弘計皇子は)詔して「宜しい」と仰せられ、公卿・百僚を近飛鳥八鈞宮^{ちかつあすかのやつりのみや}に召し、即位された。百官の役人は皆喜んだ或本には弘計天皇の宮は小野と池野の二か所あったという。また或本には、甕栗に宮を作ったという。
③この月、難波小野王を皇后とし、天下に恩赦された難波小野王は允恭天皇の曾孫で磐城王の孫、丘稚子王の娘。

(2)原文: 二月戊戌朔壬寅【五】、詔曰、**先王遭離多難**、殞命荒郊。朕在幼年、亡逃自匿。猥遇求迎、升纂大業。広求御骨、莫能知者。詔畢、与皇太子億計、泣哭憤惋、不能自勝。是月、召聚耆宿、天皇親歷問。有一老嫗進曰、置目知御骨埋処。請、以奉示置目老嫗名也。近江国狭々城山君祖倭倭宿禰妹、名曰置目。見下文)。於是、天皇与皇太子億計、将老嫗婦、幸于近江国来田序絮蚊屋野中、掘出而見、果如婦語。臨穴哀号、言深更慟。自古以来、莫如斯酷。仲子之尸、交横御骨、莫能別者。爰有磐坂皇子之**乳母**。奏曰、仲子者上齒墮落。以斯可別。於是、雖由乳母、相別髑髏。而竟難別四支諸骨。由是、仍於蚊屋野中、造起双陵、相似如一。葬儀無異。詔老嫗置目、居于宮傍近处。優崇賜卹、使無乏少。是月、詔曰、老嫗伶俜羸弱。不便行步。宜張繩引縵、扶而出入。繩端懸鐸、無勞謁者。入則鳴之。朕知汝到。於是、老嫗奉詔、鳴鐸而進。天皇遙聞鐸聲。歌曰、〔**阿佐膩簸囉、鳴贈禰鳴須擬。謨謀逗柁甫、奴底喻羅俱慕与、於岐每俱羅之慕**〕。

注20「**先王遭遇多難**…」:亡父市辺押磐皇子。二月是歳条までと二年九月条は一連の記事(後略)。(岩波注)

注21「**乳母**」:乳母の初見。令制にも皇子女に乳母を給う規定がある。(略) (岩波注)

(2)現代語訳: ①2月5日、詔して「先王は災難に遇われて荒野に落命された。私は幼年であり逃亡して身分を隠したが、強いて求め迎えられて大業を継ぐことになった。広く先王の御遺骨を求めたが、よく知る者はいなかった」と。仰せ終って皇太子と共に激しく泣き、堪えられないご様子だった。②この月に古老を集め、天皇自ら一人一人に尋ねられた。一人の老婆が進み出て「置目は御遺骨の埋められた所を知っています。お示しましょう」と申し上げた(置目は、近江国狭々城山君の先祖・倭袋宿禰の妹)。そこで天皇と皇太子は老婆を連れて近江国来田綿蚊屋野^{くたわたのかやの}に行かれ、掘り出してご覧になると老婆の言葉通りだった。穴を覗いて号泣され、歎き悼まれた。古から今まで、こんな悲痛なことはなかった。仲子(押磐皇子の舎人)^{なかちこ}の屍が先王の遺骨が入り交って見分けがつかなかった。そこにいた押磐皇子の乳母が「仲子は上歯が抜けておったので見分けがつくでしょう」と申し上げた。乳母の言葉に従って頭骨は判別できたが、手足や諸々の遺骨は判別できなかった。そこで蚊屋野の中に二つの陵を全く同じように造り、葬儀も同じように行った。③老婆置目に詔して宮の近くに住まわせ、敬い恵んで不自由のないように計られた。この月、詔して「老婆は衰弱して歩行も心もとない。綱を張り渡してそれを頼りに宮廷に出入りせよ。縄の端に鈴をつけて、取次者を煩わせずに入ってきたら鳴らしなさい。来たことが私にわかるように」と。老婆は仰せに従って鈴を鳴らして進んだ。天皇は遠くの鈴音を聞かれ歌を詠まれた〔**浅茅の原、瘦せ地を遠く駅鈴の音が、伝わって行くように、鈴が鳴っている。置目の老婆がやってくるらしい**〕。

(3)原文：三月上巳【三】、幸後苑、**曲水宴**。夏四月丁酉朔丁未【十一】、詔曰、凡人主之所以勸民者、惟授官也。国之所以興者、惟賞功也。夫前播磨国司来目部小楯（更名磐楯）、求迎奉朕。厥功茂焉。所志願勿難言。小楯謝曰、山官宿所願。乃拜山官、改賜姓山部連氏。以吉備臣為副、以山守部為民。褒善顯功、酬恩答厚。寵愛殊絶、富莫能儔。五月、狭々城山君韓俗宿禰、事連謨殺皇子押磐。臨誅叩頭言詞極哀。天皇不忍加戮、充陵戸兼守山。削除籍帳、隸山部連。惟倭俗宿禰、因妹置目之功、仍賜本姓狭々城山君氏。六月、幸避暑殿、奏樂。会群臣、設以酒食。是年也、太歳乙丑。
注22「曲水宴」：三月三日の曲水の宴の初見。以後二年・三年条と引き継いで見える。文武五年条以後再び国史に散見する。書紀編者の挿入したものか。（岩波注）

(3)現代語訳：①3月3日、御苑にお出ましになって曲水宴を行われた。4月11日、詔して「およそ人君が人民を勧め励ます方法は授官であり、国を興隆させる方法は功賞を行うことである。前播磨国司の来目部小楯（またの名を磐楯）は、私を求め迎えて推挙した。その功績は大きい。願うところがあれば遠慮なく申せ」と言われた。小楯は畏まって「山官（山守部を管理する役目で広大な権利を持つ）の役が願わしゅうございます」と言った。その役を賜って姓を改め山部連となった。吉備臣を副管とし山守部を部民とした。功績を褒めて名誉を顕わし恩に報い厚遇された。寵愛を蒙り富は並ぶ者がいないほどだった。②5月、狭々城山君韓俗宿禰は押磐皇子を謀殺する事件に連座した。誅殺されそうになったが、叩頭して申し上げる言葉がひどく哀れだった。天皇は殺すに忍ばず陵戸に落として賤民とされ官籍を削って山部連に隸属させた。一族の倭俗宿禰は妹・置目の功によって、本姓の狭々城山君の氏を賜った。③6月、避暑殿にお出ましになり、奏樂を聞かれ群臣を集めて酒食を賜った。④この年、太歳乙丑。

4. 「顯宗天皇紀」二年（丙寅486）条の原文・注釈と現代語訳 宇治谷 孟『日本書紀（上）全現代語訳』、等より。

(1)原文：二年春三月上巳【三】、幸後苑曲水宴。是時、喜集**公卿大夫**・臣連国造伴造、為宴。群臣頻称万歳。秋八月己未朔、天皇謂皇太子億計曰、吾父先王無罪。而大泊瀬天皇射殺、棄骨郊野、至今未獲。憤歎盈懷。臥泣、行号、志雪讎恥。吾聞、**父之讎不与共戴天**。兄弟之讎不反兵。交遊之讎不同国。夫匹夫之子、居父母之讎、寢苦枕干不仕。不与共国。遇諸市朝、不反兵而便鬪。況吾立為天子、二年于今矣。願壞其陵、擢骨投散。今以此報、不亦孝乎。皇太子億計、歔歔不能答。乃諫曰、不可。大泊瀬天皇、正統萬機、臨照天下。華夷欣仰、天皇之身也。吾父先王、雖是天皇之子。遭遇〔邁豚※ツクリ屯〕〔壇※偏はしんにゅう〕、不登天位。以此觀之、尊卑惟別。而忍壞陵墓、誰人主以奉天之靈。其不可毀、一也。又天皇与億計、曾不蒙遇白髮天皇厚寵殊恩、豈臨宝位。大泊瀬天皇、白髮天皇之父也。億計聞諸老賢。々々曰、言無不〔言※ツクリ州〕、德無不報。有恩不報、敗俗之深者也。陛下饗国、德行広聞於天下。而毀陵、翻見於華裔、億計恐、其不可以莅国子民也。其不可毀、二也。天皇曰、善哉。令罷役。九月、置目老困、乞還曰。**氣力衰邁**、老耄虚羸。要仮扶繩、不能進歩。願帰桑梓、以送厥終。天皇聞惋痛、賜物千段。逆傷岐路、重感難期。乃賜歌曰、**〔於岐每慕与、阿甫弥能於岐每、阿須用利籬、弥野磨我俱利底、弥曳孺哥謨阿羅牟〕**。冬十月戊午朔癸亥【六】、宴群臣。是時、天下安平、民無徭役。歳比登稔、百姓殷富。稻斛銀錢一文。馬被野。

注23「公卿大夫」：大化直前の頃によく使われた用語で、中央・地方の豪族全体を指す。この当時使われていたわけではあるまい。（岩波注）他に、孝徳大化・白雉、天武、持統紀に登場する。持統紀が圧倒的に多い。

注24「父之讎不与共戴天・・・」：この文、礼記、典礼の文章が源であるが・・・。（岩波注）

注25「氣力衰邁・・・」：最勝王経、除病品による。（岩波注）このような文飾が他にも多く見られる。

注26「徭役」：律令用語による表現。徭は雑徭、役は歳役。（岩波注）

(1)現代語訳：①3月3日、後苑にお出ましになり曲水宴を催された。この時、公卿大夫・臣・連国造・伴造を集めて大宴会をされた。群臣はしきりに万歳と称えた。

②8月1日、天皇は皇太子に「我が父王は罪なくして雄略天皇に殺され、屍を野良に捨てられて未だにはっきりしない。憤りの気持ち一杯にある。寝ても起きてても号泣して、仇を晴らしたいと思う。私は聞くところでは『父の仇とは共に天を戴かず、兄弟の仇とはいつでも戦えるよう備え、友の仇とは同じ所に住まない』と。匹夫の子でも父母の仇がいるなら、苦に寝て盾を枕とし、仇と同じ所に住まず、市中や役所のどこで遭っても常に武器を用意して直ぐに闘う。まして私は天子となって二年、願うことは雄略天皇の墓を壊し遺骨を碎いて投げ散らしたい。今この仕返しをしたら親孝行ではないか」と言われた。③皇太子は歎き諫めて「宜しくない。雄略天皇は万機を統べて天下を照臨された。万民が喜び仰いだのは天皇の力である。我が父王は天皇の御子ではあるが、苦難に遇って天位につかれなかった。これを見れば身分の違いは明らか。密かに陵墓を壊したりすれば、誰を君として祖霊に仕えようか。壊してはならぬ一つの理由である。また天皇と億計とは、清寧天皇の厚い寵愛と深い恩を蒙らなかつたら、どうして天位につけたらどうか。雄略天皇は清寧天皇の父である。古老賢人に聞いたところ、『どんな言葉も身に返り、どんな徳も報いがある。恩を受けて報えないのは、世間を深く裏切ることになる』と。陛下は国を治められ、徳行は広く天下に聞こえている。それなのに陵を壊し天下に示せば、国は治めても民を養えなくなるだろうと恐れる。これが第二の理由である」と。天皇は「よいことを言ってくれた」と言われ、陵を壊す労役をやめられた。

④9月に、置目が「氣力が衰退し耄碌しました。もはや繩に頼っても歩くことができません。帰郷して生を終わりたいと思います」と願い出た。天皇はこれを聞いて痛まれて賜物を多く下さった。別離を悲しみ、再び会えないことを歎かれて歌を賜った。〔置目よ 近江の置目よ 明日から故郷に去り 山に隠れて見えないだろうなあ〕。

⑤10月6日、群臣と宴をされた。この時、天下は安泰で徭役もなく、穀物はよく稔り人民は富み栄え、稲は高価に贖われ、馬は野にあふれた。

5. 「**顕宗天皇紀**」三年(丁卯487)条の原文・注釈と現代語訳 宇治谷 孟^{つとむ}『日本書紀(上)全現代語訳』、等より。

(1) 原文： 三年春二月丁巳朔、阿閉臣事代衙命、出使于任那。於是、**月神**著人謂之曰、我祖高皇産靈有預鑄造天地之功。宜以民地、奉我月神。若依請献我、当福慶。事代由是、還京具奏。奉以歌荒櫟田(歌荒櫟田者、在山背国葛野郡也)。**杵岐県主先祖押見宿禰**侍祠。三月上巳【三】、幸後苑、曲水宴。夏四月丙辰朔庚申【五】、**日神**著人、謂阿閉臣事代曰、以磐余田、献我祖高皇産靈。事代便奏。依神乞献田十四町。**対馬下県直**侍祠。戊辰【十三】、置**福草部**。庚辰【廿五】、天皇崩于八鈎宮。

注27「**月神**、**日神**」:この月神は、下文に杵岐県主の先祖がまつたといい、四月条の、対馬下県直のまつる日神と一対になっている。(岩波注)

補注15-六「**杵岐県主の先祖押見宿禰**」:杵岐県主の氏姓はここと、おそらくこの条に基づく旧事紀、天神本紀の「(天)月神命、杵岐県主等祖」以外にみえない。杵岐島の国造は杵岐直と言い、応神九年4月条には杵岐直真根子がみえる(後略)。一七「**対馬下県直**」:対馬の国造は対馬(津島)県直という。対馬が上・下二島よりなり、両島を通じて国造の一族がいたらしい。(中略)対馬国造にも中央に上番し、また永住して祭祀等にあづかった者もあった(後略)。一八「**福草部**」:三枝部とも。サキクサは何を指すか諸説(山百合・朱草・葛草など)あつて不明だが、葉柄の対生せる草を指すらしい。姓氏録、左京神別・同大和神別の三枝部連の項には、顕宗天皇が諸氏を饗した際、宮庭に生じた三茎の草を採って献ったので、三枝部造の姓を賜ったとみえる(後略)。

(1) 現代語訳： ①2月1日、阿閉臣事代は命を受け任那に使者として立った。この時、月神が人に憑いて「我祖・高皇産靈は天地を造られた功績がある。田地を我が月神に奉れ。求めのまゝに献上すれば、慶福があるだろう」と。事代は京に帰って言上し、歌荒櫟田^{うたあらすだ}を奉納した。杵岐県主の先祖・押見宿禰^{ほこら}が祠に仕えた。②3月3日、後苑にお出ましになり曲水宴^{みその}を催された。③4月5日、日神が人に憑かれ阿閉臣事代に語って「磐余の田を我祖・高皇産靈に献上せよ」と。事代は直ぐに奏上して、神の求めのまゝに田十四町を献上した。対馬の下県直が祀に仕えた。13日、福草部を置かれた。25日、天皇は八鈎宮^{やつりのみや}で崩御された。

(2) 原文： 是歳、**紀生磐宿禰**、跨挹任那。交通高麗。将西王三韓、整脩宮府、自称神聖。用任那左魯・那奇他甲肖等計、殺百濟適莫爾解於爾林(爾林高麗地也)。**築帶山城**、距守東道。斷運粮津、令軍飢困。百濟王大怒、遣領軍古爾解・内頭莫古解等、率衆趣于帶山攻。於是。生磐宿禰、進軍逆擊。胆氣益壯、所向皆破。以一当百。俄而兵尽力竭。知事不濟、自任那歸。由是、百濟国殺佐魯・那奇他甲肖等三百余人。

注28「**紀生磐宿禰**きのおいのすくね」:雄略九年五月条に大磐(岩波注)。

補注15-九「**紀生磐宿禰の反乱**」:この一節の文は、その基づくところが百濟史籍にあることは、そこに見える人名・官名・地名等から疑いないところ。紀生磐宿禰は、任那防衛を積極的に計画し且実行したのであり、百濟の南進を食い止めようとしたのである。しかし、その雄図は空しく、生磐宿禰は敗退して百濟の南進は実現するのである。

補注15-一〇「**帶山城の訓**」:帶山城の古訓をシトオムレサシという。これが百濟語よみであることは誰しも考えるところだが、シトロに近似する言葉が帯にあたることを証明できなかった。鮎貝房之進は帶山^{といし}を三国史記地理志・全州の大山郡にあて、この地の特産物の一つである礪石に基づくかとした。

(2) 現代語訳： この年、紀生磐宿禰^{きのおいのすくね}が任那を越え高麗と通交した、三韓に王ならんとして宮府を整え、自から神聖と名乗った。任那の左魯・那奇他甲肖^{さろ なかだ こうはい}等の計略を用い、百濟の適莫爾解を爾林で殺した。帶山城^{ちやくまくにげ}を築いて東道を塞ぎ守った。食糧を運ぶ港を遮断して軍兵を飢え苦しめた。百濟王は大いに怒り、領軍古爾解・内頭莫古解^{しとろもろ}等を遣わし兵を率いて帶山を攻めさせたが、生磐宿禰は軍を進め逆襲した。勢いが盛んで向かうところ敵なしで、一人で百人を相手にする勢いだったが、暫くしてその兵力も尽きた。失敗を覚り任那から撤退した。これによって、百濟国は佐魯・那奇他甲肖等三百余人を殺した。